

参考資料：特定用途制限地域の制限の概要（令和4年改正）

○ 建てられる × 建てられない（制限あり）

NO	地区名	①農業保全地区	②景観保全地区	③幹線道路沿道地区	④市街地形成誘導地区	⑤市街地緩衝地区	⑥集落環境保全地区	⑦勝連城跡周辺保全地区	備考	
1	住宅・共同住宅等	○	○	○	○	○	○	○		
2	店舗・事務所等	店舗等の床面積が500㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	コンビニエンスストア程度	
3		店舗等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○		
4		店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	○	○	○	○	○	×	サンエー、かねひで、マックスバリュウ等の食品館程度	
5		店舗等の床面積が3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの	○	○	○	○	○	×	×	メイクマン程度
6		店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	×	×	×	建築基準法の規定により立地不可
7	ホテル・旅館	○	○	○	○	○	○	○	モーテル、ラブホテルは風営法及び県の条例の規定により立地不可	
8	ボーリング場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等	○	○	○	○	○	※	×	※ その用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるものを制限	
9	マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券販売所等	×	×	×	×	×	×	×		
10	キャバレー、ダンスホール、個室付浴場業に係る公衆浴場等	×	×	※	×	×	×	×	※ その用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるものを制限	
11	公共施設、病院、学校等	○	○	○	○	○	○	○		
12	倉庫業倉庫	○	○	○	○	○	○	×		
13	畜舎	延べ面積15㎡を超える畜舎	○	○	○	○	○	×		
14		一定規模の畜舎	○	※	※	※	※	×	※豚舎は延べ面積100㎡超、または豚舎の床面積の合計50㎡以上を制限 牛舎は延べ面積300㎡超、または牛舎の床面積の合計200㎡以上を制限 鶏舎等その他の畜舎は延べ面積100㎡を超えるものを制限	
15	自動車修理工場	○	○	○	○	○	○	×		
16	工場	準工業地域に建築してはならない工場	×	×	×	×	×	×		
17		生コンの製造、鉱物や岩石等を粉砕する工場	×	×	×	×	×	×		
18		原動機を使用する工場で、作業場の床面積が1,500㎡を超える工場	×	×	×	×	×	×		
19		原動機を使用する工場で、作業場の床面積が500㎡を超える工場	○	○	○	×	×	×	×	
20	原動機を使用する工場で、作業場の床面積が500㎡以下の工場	○	○	○	○	○	○	※	※自家販売のための食品製造業を営む工場で作業場の床面積が50㎡以内のものに限る	
21	危険物の貯蔵・処理施設	準工業地域に建築してはならない施設	×	×	×	×	×	×		
22		商業地域に建築してはならない施設	○	○	○	×	×	×		
23		準住居地域に建築してはならない施設	○	○	○	○	○	×		
24		上記以外の量を取り扱う施設	○	○	○	○	○	○		
25	処産廃棄物	建築基準法第51条で制限がある施設	×	×	×	×	×	×		
26		上記以外の中規模なもの	×	×	×	×	×	×	汚物処理場及びごみ焼却場その他これらに類する処理施設を制限	
27		上記以外の小規模なもの	○	○	○	○	○	×		

注：上記の制限はあくまでも特定用途制限地域による制限内容です。その他法令により土地利用規制が行われている場合は、従来どおり、その制限も守っていただく必要があります。例えば①農業保全地区はほとんどが農用地区域に指定されています。農用地区域では、その区域内にある土地の農業以外の目的（住宅、商業施設等）への転用は農振法及び農地法によって厳しく制限されています。